

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月から平成○年○月までのうち、約21年11か月間、建設工事現場においてコンクリートバイブレーター、ピック等の振動工具を使用する業務に従事していた。

請求人は、振動業務から離れて約7年経過後の平成○年○月○日、A医院に受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され療養を開始し、同年○月○日にはBクリニックに転医した。

請求人は、振動工具を使用する業務に長年従事したため、本件疾病を発症したとして、C県D市所在のE会社（平成○年破産）を振動業務最終事業場として、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の疾病であるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の疾病であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 振動障害については、認定基準に基づき、業務上外を判断することとされており、その要件は、次のとおりである。

I 振動業務に相当期間従事した後に発生した疾病であること

II 次に掲げる要件のいずれかに該当する疾病であること

① 手指、前腕等にしびれ、痛み、冷え、こわばり等の自覚症状が持続的又は間歇的に現れ、かつ、次の a から c までに掲げる障害のすべてが認められるか、又は、そのいずれかが著明に認められる疾病であること

a 手指、前腕等の末梢循環障害

b 手指、前腕等の末梢神経障害

c 手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害

② レイノー現象の発現が認められた疾病であること

(2) 上記認定の要件に照らして、以下検討する。

ア 要件の I については、ここでいう「相当期間」とは、運用上、「おおむね1年又はこれを超える期間をいう。」とされており、請求人の場合、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、約21年11か月間振動業務に従事しており、当該要件を満たしていると認められる。

イ 要件 II については、②のレイノー現象に関しては、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)に説示するとおり、当審査会も医証等からレイノー現象の発現は認められないと判断するものであり、①の要件に関しては、当審査会の検討結果は以下のとおりである。

(ア) 末梢循環障害については、振動障害診断票において、F医師は「著明に

認められる。」としているが、室温 $21 \pm 1^{\circ}\text{C}$ の条件下で行われた測定での手指皮膚温が $21.4^{\circ}\text{C} \sim 22.1^{\circ}\text{C}$ であるのに対し、同医師が約 10 日後に神経伝導速度の検査を行った際には、室温 25°C 、皮膚温 30.8°C で施行したと記載されている。両検査において皮膚温の測定条件（測定部位等）が同一ではない可能性があり、室温の上昇に伴い皮膚温が上昇すること等を考慮しても、室温約 4°C の上昇に対し、皮膚温が 8°C 以上上昇することは末梢循環障害では通常起こりにくいと考えられる。また、仮に室温と同じかそれ以下の高度の手指の皮膚温低下を来すほどの著明な末梢循環障害があるのであれば、レイノー現象を伴う可能性が高いと考えられるが、請求人においてはそのようなことは認められない。さらに、長年の末梢循環障害によって手指の血管に器質的な障害が生じたのであれば、室温の上昇に対して血管拡張能が低下しているはずであり、請求人において認められた著明な皮膚温の上昇が説明できないと考えられる。以上を総合的に勘案すると、当審査会は、明らかな手指の末梢循環障害があるとは認められないと判断する。

(イ) 末梢神経障害については、F 医師の診断票検査結果のみならず、神経伝導速度においても異常が認められることから「認められる。」と考えられる。しかし、これらの測定は振動業務を離れてから約 7 年経過して行われており、医学経験則上、振動業務を離れると振動障害は悪化しないと考えることを考慮すると、著しい末梢神経障害が少なくとも 7 年以上持続していたことになる。著しい機能異常が長期間持続したにもかかわらず、筋萎縮等の形態的異常を認めないことは医学的にみて考え難い。したがって、当審査会は、末梢神経障害は認められるものの、その程度は著しいとはいえないと判断する。

ウ 以上から、請求人の本件疾病は、認定基準を満たさず、業務上の疾病とは認められないと判断する。

なお、請求代理人は、公開審理において、筋萎縮の有無は運動機能障害の認定要件ではなく、当審査会での適正な判断を求める旨主張しているが、認定基準によれば、検査成績の評価における留意事項として、末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害の程度を総合判断するに当たっては、①手若しくは前腕部の筋萎縮又は手指の拘縮、②エックス線検査における肘関節そ

の他の部位の異常について十分配慮することが必要とされており、本件の場合も、これに基づいて評価したことを付言する。

- 3 以上のとおり、請求人の本件疾病は業務上の疾病には該当しないことから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。